

実施内容

国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う。

対象区域

特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

措置区域

特定措置区域以外の市町村

期 間

令和3年6月1日(火)～6月20日(日)